

緊急事態宣言の解除に係る対応について（お知らせ）

大阪府に適用されていた緊急事態宣言が解除されたことを受け、市立認定こども園及び市立保育所については5月25日より園運営を再開しています。

本園も下記の通り対応をさせて頂いております。

1号認定児童については、引き続き下記の期間を休園とし、6月1日より登園とします。また、2号、3号認定児童の保育については実施しますが、引き続き下記の期間については、可能な範囲で家庭保育のご協力をお願いしております。

1 1号認定児童の休園期間

令和2年5月25日（月）から令和2年5月31日（日）

*臨時登園日を設けます。

2 2、3号認定児童の家庭保育要請期間

令和2年5月25日（月）から令和2年5月31日（日）

※6月1日（月）より、通常保育を再開致します。